

当会議で作成した「燕・弥彦地域公共交通網形成計画」について、令和5年度末で計画期間が満了となりますが、令和6年3月の県央基幹病院開院に伴う再編準備や新型コロナウイルスの影響による公共交通の利用状況を注視する必要があることなどから、網形成計画の計画期間を延長するため修正を行います。

また、次期計画である「燕・弥彦地域公共交通計画（仮称）」は、県央基幹病院の開院を踏まえて、令和5、6年度の2か年で調査を行い、計画策定を行うこととします。

1. 網形成計画の延長と修正の内容（予定）

計画期間の延長とそれに伴う内容の一部について修正いたします。

また、令和2年11月の「地域公共交通活性化再生法」の改正により、フィーダー系統補助などの補助事業を活用するために計画に盛り込むべき事項が定められましたので、その事項についても追加及び修正をいたします。

①計画期間の修正

- ・ 計画期間：平成31年度から令和5年度まで ⇒ 平成31年度から令和6年度まで
- ・ 延長に伴う、スケジュール等の延長分の追加や時期詳細の追加 など

②掲載内容の調整

- ・ 策定後の様々な社会動向により、計画内容と現状に違いが生じている部分を修正
- ・ 補助系統(フィーダー系統など)の圏域内における位置づけや役割の整理 など

2. 今後の予定

	令和5年度												令和6年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
網形成計画 (現計画)	計画期間（～R6.3まで）												計画延長期間（～R7.3まで）											
	延長・修正作業												★計画案審議											
地域公共交通 計画 (新計画)	上位計画及び課題の整理など												★策定											
	ニーズ調査 (学生)												ニーズ調査 (高齢者及び利用者)											
													素案審議											
													パブリックコメント											

【参考】地域公共交通計画とは

令和2年11月に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が改正され、従来の「地域公共交通網形成計画」に代わる新たな法定計画として「地域公共交通計画」の作成が努力義務化されました。

網形成計画を策定済みであった地方公共団体は、次回の計画見直しのタイミング等で「地域公共交通計画」で定められている記載事項を満たしているか確認を推奨されています。

◆それぞれの計画の違い

	地域公共交通計画	網形成計画
計画の対象	<ul style="list-style-type: none">・ ネットワークの確保・充実に加え、ダイヤや運賃などの面からもサービスを総合的に捉え改善や充実に取り組む・ 地域の輸送資源を総動員する具体策を盛り込むことができる	バス路線などの専ら公共交通のネットワークの確保・充実（主に路線の再編や新規整備）を対象とする
位置づけ	<ul style="list-style-type: none">・ 地方公共団体による作成を法的に努力義務化・ 基本的に全ての地方公共団体において計画の作成や実施に取り組む	地方公共団体による作成が可能
実効性確保	<ul style="list-style-type: none">・ 定量的な目標の設定や毎年度の評価などの仕組みを制度化・ 定量的なデータに基づくPDCAの取組を強化	<ul style="list-style-type: none">・ 可能な限り具体的な数値指標を明示・ 原則として計画期間の終了時。計画の見直し時に達成状況を評価

地域公共交通計画とは

- 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（令和2年11月改正）に基づき、地方公共団体が作成する「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする地域公共交通のマスタープラン。
- 地方公共団体は、地域公共交通計画を作成するよう努めなければならない。

計画のポイント

- ◆ **まちづくり・観光振興等の地域戦略との一体性の確保**
 - ・コンパクトシティ等のまちづくり施策との一体的推進
 - ・観光客の移動手段の確保等、観光振興施策との連携
- ◆ **地域全体を見渡した地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保**
 - ・公共交通をネットワークとして捉え、幹線・支線の役割分担の明確化
 - ・ダイヤや運賃等のサービス面の改善による利用者の利便性向上
- ◆ **地域特性に応じた多様な交通サービスの組合せ**
 - ・従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源（自家用有償旅客運送、福祉輸送、スクールバス等）を最大限活用
 - ・MaaSの導入等、新たな技術を活用した利用者の利便性向上
- ◆ **住民の協力を含む関係者の連携**
 - ・法定協議会を設置し、住民や交通事業者等の地域の関係者と協議
 - ⇒ 地域の移動ニーズに合わせて、地域が自らデザインする交通へ



- ◆ 利用者数、収支、行政負担額などの**定量的な目標の設定と毎年度の評価・分析等**の努力義務化 ⇒ データに基づくPDCAを強化

地域旅客運送サービス

公共交通機関



鉄軌道



路線バス



旅客船



コミュニティバス



デマンド交通



乗用タクシー



自家用有償旅客運送



福祉輸送、スクールバス、
病院・商業施設等の送迎サービスなど